

静岡家庭裁判所委員会議事概要

(静岡家庭裁判所委員会庶務)

1 日 時 平成21年3月6日(金)午後1時30分～午後3時35分

2 場 所 静岡家庭裁判所所長室

3 出席者

(委員)

青島敏江, 池上直美, 海野フミ子, 奥田都子, 小栗正雄, 三摩真己, 末木宏典, 長谷川孝夫(以上学識経験者), 熊田俊博, 福地繪子(以上弁護士), 片山良廣, 水谷美穂子(以上裁判官)

(事務担当者)

太田雅夫(事務局長), 富山豊(首席家庭裁判所調査官), 三枝一久(家事首席書記官), 青木克仁(少年首席書記官)

(庶務)

中村陽史(総務課長)

4 議 事

(1) 櫻井登美雄委員(委員長代理)が退任し, 1月24日付けで片山良廣委員が任命されたことが報告された。委員長は, 委員長代理に片山委員を指名した。

(2) 前回, 保護的措置の説明に対して委員から出されていた質問について, 事務担当者が回答した。これに対する質疑応答は次のとおり。

(○印: 委員発言, ◇印: 事務担当者発言。以下同じ。)

○ 少年事件の減少傾向をどう分析しているか。

◇ 少子化が大きな要因と思われるが, 家裁の役割が十分果たされている結果であるとの感覚もある。また, 検挙数も関係しているのではないかと

思われる。

- 生徒数で見ると、ここ7、8年は横ばいである。
 - 本庁、支部の割合はどうか。
 - ◇ 手元に資料がないが、本庁よりむしろ沼津支部や浜松支部の方が件数としては多かったのではないかと思う。
 - 万引被害を考える教室ではどのような説明をしているのか。
 - ◇ 市内のスーパーマーケット、書店、CDショップなど、被害によく遭う店の店長を呼んで、1冊万引きされると7冊余計に売らないと損失が補填されない計算になるとか、万引きされることにより店員のプライドがひどく傷つけられるなどといった見えない被害について説明してもらい、軽い気持ちで万引きすることにブレーキをかけてもらっている。
 - 参加した少年はどのような反応を示しているか。
 - ◇ 今まで多くの人を傷つけていたことが分かったとか、店に謝って返せば済むくらいにしか考えていなかったことを恥ずかしく思うなど、さまざまな反応がある。保護者も同席させており、家庭に持ち帰って検討するよう指示している。
- (3) 保護的措置について現在の取組のほかにどのようなものが考えられるかについて、委員から次のような意見が述べられた。
- 親子関係を整えることが大事だと思う。また、子どもに感謝の気持ちが薄れていると感じる。消費者団体と農協の協力により、親子で種まきから収穫、加工までを行う取組を実施したところ、がんばって育て上げたものを収穫できたことへの感謝などの反響があった。
 - 私のところでそのような取組をしている。公園清掃は少年と保護者のみで行っているようであるが、農業体験は一般の人に混じって行うことになる。農業の担い手が高齢化していることから、このような体験により興味を持ってもらえたらと思う。農協としても生産者活動の一環として受入れ

は可能である。

- 対人援助型の保護的措置は多くあるのか。反社会的行動をする子は、人とのかかわりが希薄で、自尊感情も低い傾向がある。このような子たちをデイサービスや老人ホーム、保育園などに連れて行って世話をさせると、表情がまるで変わり、とてもいい表情になる。
 - 限界集落の現状は深刻であり、山間産業での実習などができればどれほどプラスになるかと思うが、保護的措置のスペンはどれくらいか。
 - ◇ 通常は在宅事件であり、審判までの1、2か月間にできる活動に限られる。一方、試験観察中であれば数か月あるので、その間に体験することは可能と思われる。
 - 農業体験の場合、楽しいと思ってもらわないといけないので、収穫で完結させると効果がある。農協婦人部の人は、他人の子も自分の子と同じように接することができる。
- (4) 「万引被害を考える教室」にふさわしい講師に関連して、委員から次のような意見が述べられた。
- 対象となる少年はどのようにして選ぶのか。話しても分からないものもいるのではないか。
 - ◇ 中高生に集中しているのが普通なので、義務教育を受けていれば十分理解できる内容にしている。
 - このあたりは商店街の力が強い地域なので、そちらへアプローチしてみる価値はあるのではないか。
 - ◇ そのような声掛けも今後検討してみたい。
 - いろんな経験をしているという意味では、商店街のおかみさん会もいいと思う。
- (5) 裁判所から被害者配慮制度及び同制度の一つである審判の傍聴について説明があり、委員からの質問に対し、実際に行われた事例及び運用面での

配慮について回答があった。

5 次回の意見交換のテーマ

「少年事件について」(続行)

(改修された家裁庁舎の見学を行う予定)

6 次回開催日時

平成21年5月25日(月)午後1時30分